



平成 27 年 5 月 27 日

各 位

社名 パス株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役 CEO 柴田 励司
(コード番号：3840 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理本部長 村尾 正和
電話番号 03-6823-6011 (代)

「定款の一部変更に関するお知らせ」並びに
「ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ」

当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、責任限定契約の締結範囲に関する定款規定の一部変更の承認を求める議案並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領によりストックオプションとして新株予約権を無償にて発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成27年6月26日に開催を予定している第25回定時株主総会に付議することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

① 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款の第26条第2項（取締役の責任免除）および第36条第2項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款26条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>業務執行取締役等でない取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 6 月 26 日

② ストックオプション（新株予約権）の件

1. 特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行する理由

ストックオプション（新株予約権）を付与することは、当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることだけでなく、優秀な人材の獲得、人材流出を防ぐ目的として活用できるなど、業績改善が喫緊の課題である当社の状況において、非常に有効なインセンティブ効果が期待できるものであると考えております。

そのため、当社はストックオプション（新株予約権）を戦略的かつ効果的に機動性をもって活用していくために、新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任し、運用できる体制を構築したいと考えております。

その考えに基づき、本新株予約権においては、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人、並びに当社業績向上への貢献が期待される企業及び個

人（戦略パートナー）に対して新株予約権を無償で発行したいと存じます。

なお、本新株予約権は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を付与することは、株主と当社および付与対象者の利益を一致させるものと考えております。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる 新株予約権の内容および数の上限等

①その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記③に定める内容の新株予約権 5,816 個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は、581,600 株を上限として、下記③（1）により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

②新株予約権と引換えに払い込む金銭

その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

③その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 100 株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

- (i) 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

- (ii) 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (iii) さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

付与決議の日後 2 年を経過した日から付与決議の日後 10 年を経過する日までとする。ただし、行使期間の最終日が土日祝日にあたるときは、その前日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権者は、故意または重大な過失によって、当社に甚大な損害を与えた場合は、新株予約権を行使することができない。

(ii) 新株予約権者は、禁固以上の刑に処せられた場合、判決の確定以後、新株予約権を行使することができない。

(iii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。

(iv) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(7) 新株予約権の取得条項

以下の(i)、(ii)、(iii)、(iv)または(v)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(iv) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(v) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、または株式交換もしくは株式移転

(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る) (以上を総称して以下、「組織再編行為」という) をする場合において、組織再編行為の効力発生日 (吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の設立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の設立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう) の直前において残存する新株予約権 (以下、「残存新株予約権」という) を保有する新株予約権者に対し、それぞれの 場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という) の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 (1) に準じて決定する。
 - (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 (2) で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記 (iii) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (v) 新株予約権を行使することができる期間
上記 (3) に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 (3) に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記 (5) に準じて決定する。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - (viii) 新株予約権の取得条項
上記 (7) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が

ある場合には、これを切り捨てる。

3. 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社取締役に付与する新株予約権は2,908個（うち社外取締役分は582個）を上限とし、当社監査役に付与する新株予約権は814個を上限とする。

当社取締役及び監査役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

以 上